

問  
30

## 36協定の有効期間はどのようにするのがよいですか？

36協定には、それが労働協約である場合を除いて、有効期間の定めをしなければなりません（労基則第16条第2項）。有効期間の長さについて法律上の制限はありません。

なお、労働協約による場合は、有効期間は3年を超えることができませんし、有効期間の定めをしない労働協約は、90日前に予告すれば、当事者の一方が解約することができます（労組法第15条）。

しかし、協定を結んだ後の事情変更に対応できるように、有効期間はできるだけ短期に設定することが望ましいこと、限度基準が1年間について延長できる時間を定めることを求めていることから、協定は、できるだけ1年間の有効期間で締結するのがいいでしょう（平11.3.31基発第169号）。

このことにかかわって、有効期間中の36協定を、労働組合は一方的に破棄できるかという問題がありますが、協定のなかに特段の定めがない限り、どちらか一方が協定破棄の申し入れをしても、他方が応じないときは協定の効力には影響ありません（昭23.9.20基収第2640号、昭63.3.14基発第150号、平11.3.31基発第168号）。ただし、期間の定めのない労働協約の場合は、90日前に予告すれば、当事者の一方が解約することができます。